

生活用水給水施設整備事業補助金

平成30年度から上毛町生活用水給水施設整備事業補助金を交付しています。

この補助金は、生活用水給水施設(井戸、ボーリングなど)を新設する費用の一部を助成する制度です。また、既設ポンプの設置替えについても、条件を満たす場合は助成を行います。年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

なお、補助を受けようとする方は、必ず工事着工前に補助金の申請を行ってください。着工後の申請は、補助金の対象となりません。また、簡易水道の給水区域内は、対象外となります。

浄化槽設置整備事業補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため浄化槽の設置を推進しています。浄化槽は、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれのご家庭できれいにするものです。現在、町では設置補助金を増額しています。年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

なお、補助を受けようとする方は、必ず工事着工前に補助金の申請を行ってください。着工後の申請は、補助金の対象となりません。また、農業集落排水事業区域内は、対象外となります。

■補助金額

5人槽	600,000円
7人槽	840,000円
10人槽	1,200,000円

農業集落排水事業のお知らせ

農業集落排水事業は、水質を保全して生産性の高い農業と活力ある農村社会の形成を目的としています。

現在、八ッ並・吉岡、土佐井地区(一部を除く)が供用開始されており、八ッ並・吉岡地区は平成12年10月から現在まで122戸、土佐井地区は平成16年4月から156戸のご家庭が接続を完了されています。事業実施地域でまだ接続が完了されていないご家庭は、お早めに町指定の「指定工事店」の施工で接続いただきますようお願いします。

●問い合わせ先

建設課 上下水道係 TEL 72-3159(内線192・198)

京築消防 災害案内メール

- 火災による災害発生のお知らせ(事後聞知は除く)
- 火災予防などの広報
- 注意喚起が必要な気象状況
(火災気象通報などの気象情報)
- 消防本部が関係するお知らせや
イベントなどの広報
- 問い合わせ先
京築広域圏消防本部 警防課 指令係 TEL 82-0119



login@keichiku119-resi.mailio.jpに空メールを送信
自動返信メールのURLにアクセス
案内にしたがって登録完了



※迷惑メール設定をしている方は、keichiku119-resi.mailio.jpのドメインからのメールが受信できるように設定してください。
※利用登録時に、受信時間設定を行っても、災害発生のメールは24時間配信されます。

KBCふるさとWishで上毛町が特集されます！

九州朝日放送の放送エリアの魅力を、テレビやラジオで毎日放送している「ふるさとWish」で上毛町が特集されます。上毛町の魅力がたっぷりと放送されますので、ぜひご視聴ください。

ふるさとWish

■期間 8月28日(月)～9月3日(日)まで

■放送内容

【KBCテレビ】アサデス。KBC、シリタカ!など各番組
【KBCラジオ】アサデス。ラジオ、など各番組
※放送内容は変更となる場合があります。

●問い合わせ先

九州朝日放送地域企画部
TEL 092-752-5162 FAX 092-721-1288

出荷資材高騰対策事業のご案内

出荷資材高騰の影響を受ける農林漁業者などに対し、出荷資材経費の一部を定額助成します。

■対象者

福岡県内に居住し、①出荷資材経費の低減に取り組む農林漁業者、もしくは、②ワンヘルス認証を取得した農林漁業者などの方。

■対象品目 園芸作物、畜産物、特用林産物、苗木、緑化木、水産物など

●問い合わせ先

行橋農林事務所 TEL 0930-23-0382



福岡県HP

(株)豊前清掃社よりお盆期間中のし尿等汲み取り業務日程について

8月11日(金)～15日(火) 盆休み

※連休前は大変混雑いたしますので、できるだけ早めの申込みをお願いします。

※盆前の受付は8日(火)までとさせていただきます。

休み中は留守番電話にて対応します。

緊急時はご連絡ください。

●申し込み・問い合わせ先 (株)豊前清掃社 TEL 83-2634

上毛町戦没者追悼式について

先の大戦における本町出身の戦没者を追悼し、ご遺族の心情を慰めるとともに世界の恒久平和を祈念するため、令和5年度上毛町戦没者追悼式を行います。

なお、式典に参列される際はマスクの着用にご協力をお願いします。

■日 時 8月15日(火)10:00～

■会 場 げんきの杜 多目的ホール

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線141)



電気柵設置における安全対策について



平成27年7月、静岡県で、シカよけのために設置した電気柵による感電死亡事故が発生しました。電気柵を設置するときは、感電または火災のおそれがないように設置することとされており、以下の点に注意する必要があります。

- ①危険である旨を、人が見やすいように表示すること。
- ②出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用すること。
- ③30ボルト以上の電源から電気を供給するときは、漏電遮断器を設置すること。
- ④開閉器(スイッチ)を設置すること。
- ⑤適切にメンテナンスを行うこと。

●問い合わせ先

産業振興課 農政係 TEL 72-3151(内線182)

飲酒運転撲滅週間のお知らせ

8月25日から31日までは
飲酒運転撲滅習慣です

飲酒運転は重大な犯罪であり、「罰金や懲役」、「運転免許の取消」、「会社の解雇」など、非常に重い罰則や社会的制裁が課されます。

また、飲酒運転事故は、被害者、加害者、そして両方の家族の生活を大きく変えてしまいます。

自分自身はもちろん、周りの方が飲酒運転をしないよう、お互いに呼びかけ合いましょう。

「飲酒運転は、絶対しない！させない！許さない！そして、見逃さない！」みんなの力で飲酒運転をなくしましょう。



飲酒運転「ゼロ」を誓う
黙とうを実施します

平成18年8月25日に福岡市海の中道大橋で3人の幼い命が奪われた飲酒運転事故から本年で17年になります。県では、飲酒運転撲滅の日である8月25日の正午に飲酒運転「ゼロ」を誓う黙とうを呼びかけています。県民の皆様におかれましても、それぞれの場所で飲酒運転「ゼロ」を誓う、黙とうにご協力をお願いします。飲酒運転「ゼロ」の福岡県を目指しましょう。

■日 時 8月25日(金)12:00から1分間
■会 場 それぞれの場所において黙とうをお願いします。

●問い合わせ先
交通事故をなくす福岡県県民運動本部
TEL 092-643-3167

国民健康保険被保険者の皆さんへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について



70歳未満の国保加入者は、「限度額適用認定証」(以下、「認定証」)の交付を受け、医療機関に提示することで、医療費の窓口負担が所定の自己負担限度額まで減額されます。

70歳以上の国保加入者は、所得区分が「一般」または「現役並III」に該当する被保険者については、「認定証」がなくても自動的に自己負担限度額までの支払いで済みますが、所得区分が「一般」または「現役並III」以外の被保険者については、「認定証」の交付を受けることで、窓口負担が所定の自己負担限度額まで減額されます。

また、住民税非課税世帯の方には、申請により入院中の食事代などの減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。交付を希望される方は、役場長寿福祉課で申請手続きをしてください。

注1) 現在「認定証」をお持ちの方も、8月以降は再度申請が必要です。

注2) 国民健康保険税に滞納があると交付できない場合があります。

- | | |
|----------------------------|---------------------------------|
| ●印鑑(世帯主の方が申請される場合は不要です) | ●被保険者証・被保険者及び世帯主のマイナンバーを確認できるもの |
| ●本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど) | |

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線167)